

下関港における新たな観光プログラム造成業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、下関港における恒常的なにぎわい創出及びクルーズ船寄港時の旅客受入体制強化に向け、本港の特色を活かした新たな観光プログラムを造成することを目的とします。

2 業務概要

- (1) 業務名 下関港における新たな観光プログラム造成業務
- (2) 履行場所 下関港ウォーターフロントエリア一円
(あるかぼーと地区、新港地区 等)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月25日まで
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 提案限度額

見積り限度額 18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和7年8月 4日（月）
- (2) 質問の受付期間 令和7年8月 4日（月）から
令和7年8月22日（金）17時まで（必着）
- (3) 質問に対する回答 令和7年8月27日（水）まで
- (4) 参加申込書等の提出期限 令和7年8月29日（金）17時まで（必着）
- (5) 参加資格審査結果通知 令和7年9月 3日（水）までに発送
- (6) 提案書提出期限 令和7年9月10日（水）17時まで（必着）
- (7) 選考結果通知（予定） 令和7年9月下旬頃に発送

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

参加申込書（様式1）

参加者の概要（様式2）

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和7年8月29日（金）17時まで（必着）

(4) 提出先

下関市港湾局経営課

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年9月3日（水）

参加申込書を提出したにも関わらず、参加資格審査の結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年9月4日（木）12時までに港湾局経営課（083-231-1390）に電話でご確認ください。

イ 通知方法

電子メールで通知し、同日書面を発送します。

ウ その他

参加資格審査の結果について、本通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意洋式）にて市に説明を求めることができるものとします。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 別紙「質問書（様式3）」のとおり

イ 提出方法 電子メール

ウ 受付期間 令和7年8月4日（月）～令和7年8月22日（金）17時まで（必着）

エ 提出先 下関市港湾局経営課

（メールアドレス：kwkeieik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）

(2) 回答

ア 回答方法 電子メール

イ 回答日 令和7年8月27日（水）までに回答します。

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書（任意様式） 正本1部、副本6部

(2) 提出期限

令和7年9月10日（水）17時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き）

(4) 提案書の作成方法

別紙1仕様書を踏まえ、視覚的に見やすいものとするほか、以下の項目について記載ください。なお、企画提案内容は実現を約束したものとみなします。

ア 提案金額

提案金額は、総合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を記載すること。ただし、提案金額は本要領中「3. 提案限度額」に示す見積り限度額以下とすること。

イ 業務の実施方針について

提案事業への取組、実施計画、実施体制等を具体的に記載すること。

ウ 提案内容について

別紙2評価基準を参照し、各評価項目に即して具体的に記載すること。

エ その他

仕様書で示した事項以外に付加する独自の提案があれば記載すること。

(5) 提出先

下関市港湾局経営課

(6) 留意事項

ア 1者1提案とする。

イ 提案書はA4版（A3版の折り込みは可とする。）とし、目次及びページ番号を付し、正本の表紙に提出年月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載するとともに、代表者印を押印すること。また、副本の表紙には、提出年月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。

ウ 提案書は、正本の表紙を除き、提案者の商号又は名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。

エ 文字のフォント、サイズ、色の設定、図表や写真の表示等は、自由とする。

オ 記載内容は、専門知識を有しない者でも理解しやすいものとする。

9 審査方法

(1) 評価基準

別紙2 評価基準のとおり

(2) 候補者の選定方法

ア 下関市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。なお、必要に応じて提案に関するヒアリングや、追加説明等を求める場合があります。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者として選定し、随意契約の交渉を行います。ただし、そのものと合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合は、審査委員の多数決により候補者を選定します。

エ 企画提案者が1者のみであっても、審査を実施します。

オ 上記に関わらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しません。

10 選定結果について

選定結果については、候補者の選定後、全ての企画提案者に選定結果通知書で通知します。また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（掲載場所：しごと・事業者＞入札・契約・登録＞下関市業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

(1) 所管課

(2) 業務名

(3) 企画提案者数

(4) 候補者の名称及び総合点

11 契約締結に向けての協議

(1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と本業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。

(2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。

(3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとします。

12 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、このプロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

13 その他

（1）提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き、認めません。

ウ 提出された書類は、このプロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

オ 提出書類を持参する場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、9時から17時までの間に受け付けます。

カ 提出書類を郵送する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市は、その責めを負わないものとします。

（2）このプロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできません。

（3）参加申込書の提出後にこのプロポーザルへの参加を辞退する場合（参加資格審査の結果通知後に辞退する場合を含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（4）次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与える不誠実な行為を行った場合

オ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積限度額を超過した場合

（5）参加申込者又は企画提案者が1者の場合でも、このプロポーザルを実施します。

（6）提案書の著作権は、本提案書を作成した者に帰属するものとします。ただし、本業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合、市は、事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転

写) することができるものとします。

(7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

(8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14 提出・問い合わせ先

下関市港湾局経営課 担当：橋本、山下

住 所：〒750-0066 山口県下関市東大和町一丁目 10 番 50 号
下関港国際ターミナル 3 階

電 話：083-231-1390

ファクシミリ：083-233-0860

電子メール：kwkeieik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15 施行期間

本要領は、令和 7 年 8 月 4 日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。